

## 1 一般民事案件(交通事故案件、債権回収案件、労働案件、など)

経済的利益の額に従い、次のようになります。こちらは、計算式ですので、消費税を含めておりません。別途、早見表がございますので、ご参照ください。  
(金銭の支払いを求められている、例えば民事訴訟の被告の立場、支払義務の不存在を目的としますので、ご配慮の上、ご相談させていただきます。)

| 経済的利益の額              | 着手金算定の簡易な計算式      | 報酬金算定の簡易な計算式       |
|----------------------|-------------------|--------------------|
| 300万円以下の場合           | 経済的利益の8%(最低額10万円) | 経済的利益の16%(最低額10万円) |
| 300万円を越え、3000万円以下の場合 | 経済的利益の5%+9万円      | 経済的利益の10%+18万円     |
| 3000万円を越え、3億円以下の場合   | 経済的利益の3%+69万円     | 経済的利益の6%+138万円     |
| 3億円を越える場合            | 経済的利益の2%+369万円    | 経済的利益の4%+738万円     |

## 2 交通事故案件

交通事故案件は、基本的には上記1の「一般民事案件」と同じ考え方になります。

もともと、ここ最近、殆どの方が「弁護士特約」に入っており、その場合は各保険会社と協議の上で決めていきます。

日本弁護士連合会と提携している保険会社の場合、その提携内容に従い、報酬等を定めていきます。

(現状、どちらかといえば、タイムチャージ方式で報酬等を定める場合が多いです。)

## 3 多重債務案件

破産など、いわゆるクレサラ案件につきましては、必ず法テラスの利用を検討します。

(当事務所でのご面談後、当事務所において法テラスに援助申請します。もちろん、案件処理は事務所代表弁護士が担当します。)

残念ながら、法テラスを利用できない方の場合、東京弁護士会のクレサラ報酬基準に従い、なるべく費用を抑え、分割払いもご提案します。

## 4 家事案件(離婚、相続、など)

ここ数年の傾向として、当事務所の案件の比率として、家事案件が増えつつあるように思います。

例えば、離婚案件の場合ですと、ご事情も様々ですので、その方の経済的状況をふまえ、ご相談させていただきます。

(家族に関する紛争は類型も多岐にわたり、ご依頼者様のご要望も様々なので、他の案件に比べ、しっかりとご相談するように努めております。)

例えば、相続案件の場合ですと、基本的には上記1の「一般民事案件」と同じ考え方になりますが、経済的利益の算定には十分配慮しています。

(当事務所は、基本的に「相続分の時価相当額の 3分の1」を基礎としていますが、そのような配慮のない法律事務所もあると聞き及んでおります。)